(仮称) 地域委員会に係る令和2年度モデル事業のエリアについて

1 モデルエリアの選定について

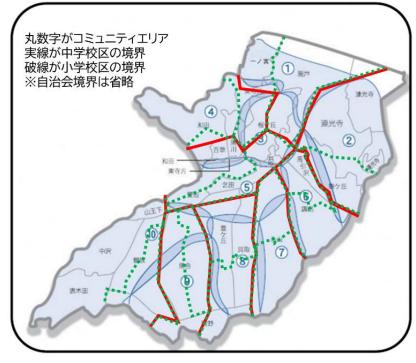
(1)対象エリア

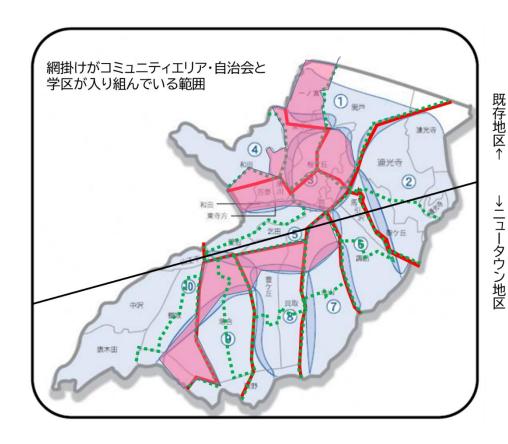
	エリア名称	コミュニティエリアとの関連	地域福祉推進委員会	中間支援組織
1		3つのエリアにまたがる		
	東寺方小学区	第1(関戸・一ノ宮)	_	 中央大学国際経営学部 中村ゼミ
	エリア	第3(桜ヶ丘)	(エリア全体を対象とする組織なし)	中央人子国際経営学部 中利でミ
		第4 (東寺方·和田)		
2	諏訪中学区	第6(馬引沢・諏訪)コミュニテ	馬引沢・諏訪地域福祉推進委員会	合同会社MichiLab
	エリア	ィエリアと同一	為51八:	古PD云在IVI I C II I L a D

(2)選定経緯

「(仮称) 地域委員会構想」に対するよくある質問・疑問に対応

- Q1 市民生活は既存のコミュニティエリアに留まらない。 学区や自治会、コミュニティエリアが入り組んでいる地区をどう捉えるか?
- A1 コミュニティエリアと学区が一致するエリアと一致しないエリアを それぞれモデルにして住民の参画意向を確認する。
- Q2 既存組織に参加している市民がいるため、同じ人に負担が集中するのでは?
- A2 既存組織(地域福祉推進委員会)がある地域でも、 これまで参加していない市民(若年層)の参画を検証する。
- Q3 すでに市域の一部エリアを担当する職員が現場にいるが、今回の地域担当職員の関係は?
- A3 地域子育て支援拠点となる児童館などは、館の運営だけでなく、 地域との関係を持っているためエリアに存在する施設の職員を巻き込んだ検証を行う。





東寺方小学区(既存地区) ・3つのコミュニティエリアに跨る ・主な自治会が学区で分断される ・複合施設の再編等地域課題あり 1 87 既存地区↑ 連光寺 ※どちらも児童館職員等 →ニュータウン地区 地域内にて業務を行う 職員と連携 (9) 諏訪中学区(ニュータウン地区) ・コミュニティエリアと学区が同一 ・活発な地域福祉推進委員会あり ・高齢化率低い地区、建替団地あり

2 モデルエリアの地番等

(1) 東寺方小学区エリアの地番

【和 田】1番地、1686番地の2、 1717番地~1800番地

【落 川】1138番地~1235番地

【東寺方】99番地の3、100番地、

490番地~579番地、

681 番地~691 番地、

702番地~704番地、

759 番地~875 番地

一丁目:全部

【一ノ宮】一~四丁目:全部

【桜ヶ丘】三~四丁目 :全部

(2) 諏訪中学区エリアの地番

【諏 訪】一~五丁目:全部

六丁目:2番地~5番地

【関 戸】六丁目:3番地

【貝 取】1330番地、1500番地

1506 番地~1508 番地

【乞 田】1430番地、1436番地~1437番地

【馬引沢】一~二丁目:全部

